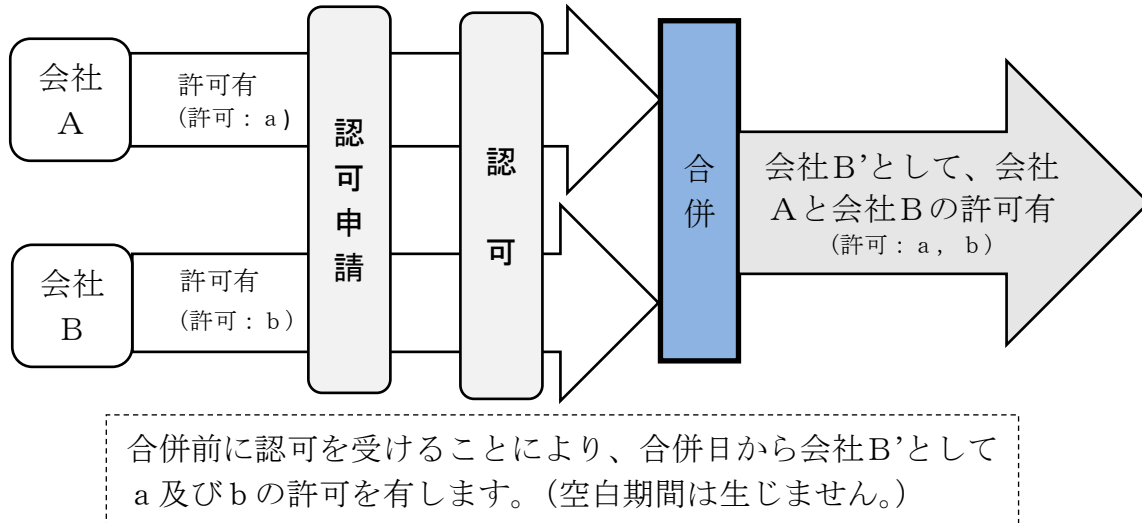


VI 事業承継及び相続に係る認可申請について

1 事業承継

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割により、被承継人が有する許可に係る建設業の全部を承継する場合、事前に認可を受けることにより、事業を承継した日から被承継人が有していた許可を、承継人の許可とすることができます。

(例) 会社A (消滅会社) と会社B (存続会社) が合併する場合



(1) 事業承継の認可の要件

事業承継の認可を受けるためには、被承継人が有する許可に係る建設業の全部を承継することが必要です。

また、同じ業種について、一般の建設業許可と特定の建設業許可を同時に持つことはできないため、承継人と被承継人が同じ業種の許可を有している場合で、一般と特定の区分が異なっているときは、承継できません。

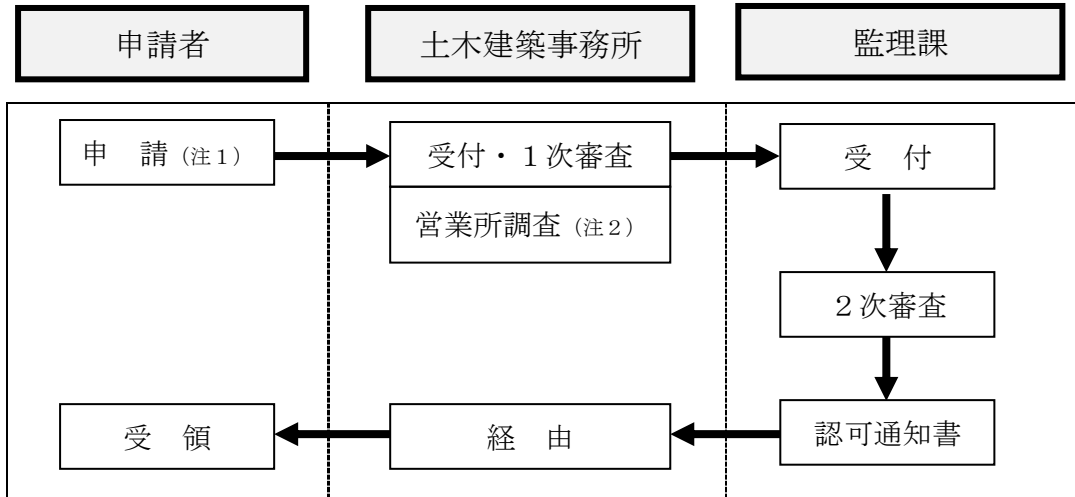
承継人	被承継人	承継後の建設業者	
建築 (特)	土木 (般) とび (般)	土木 (般) とび (般) 建築 (特)	➡ 可
建築 (特)	土木 (般) とび (般)	土木 (般) 建築 (特)	➡ <u>一部のみの承継は不可</u>
土木 (般)	土木 (般)	土木 (般)	➡ 可
土木 (般)	土木 (特)	土木 (般) (特)	➡ <u>同じ業種について、一般と特定の許可を同時に持つことは不可</u> <u>(承継人が事前に土木 (般) を廃業すれば承継可)</u>

(2) 認可の基準

認可を受けるためには、承継人が許可要件を満たすこと及び欠格要件に該当しないことが必要です。詳細は、P. 7を参照してください。

(3) 認可の申請について

ア 認可申請手続きの流れ



(注1) 以下の区分に応じて申請してください。

譲渡	譲渡人及び譲受人が <u>連署</u> した認可申請書及びその添付書類により申請
合併	合併消滅法人 ^{※1} 、合併により消滅することとなる建設業者以外の法人及び合併存続法人が <u>連署</u> した認可申請書及びその添付書類により申請
分割	分割被承継法人 ^{※2} 、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる建設業者以外の法人及び分割承継法人が <u>連署</u> した認可申請書及びその添付書類により申請 ※分割承継法人が新設分割により設立される法人の場合、分割被承継法人（建設業者）が1者の場合は、当該分割被承継法人が <u>署名</u> した認可申請書及びその添付書類により申請

※1… 合併消滅法人とは、合併により消滅することとなる建設業者である法人のことをいいます。

※2… 分割被承継法人とは、分割により建設業の全部を承継させる建設業者である法人のことをいいます。

(注2) 許可申請に準じて営業所調査を行い、営業所の要件を確認します。詳細はP. 20を参照してください。

- ※ 事業を承継した日から被承継人が有していた許可を承継人の許可とするためには、事業を承継する日までに認可を受ける必要があります。
- ※ 認可申請については許可に準じた審査が必要となり、ある程度の審査期間（2か月程度）が必要となります。

イ 認可申請の区分

申請区分	説明
譲渡	建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合
合併	建設業者である法人が合併により建設業の全部を承継させる場合
分割	建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合

ウ 認可申請手数料

認可申請には、手数料は必要ありません。

エ 申請に必要な書類等

(ア) 申請書・添付書類

申請区分に応じ、P. 129 の表を参照してください。

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称 「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者であり、すでに提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略可能 ―…不要	要◎ 否×		省略可能な書類				
		法人の場合	個人の場合	譲渡（譲受人）	合併（合併存続法人）	新設（合併により新設される法人）	分割（新設分割による）	より分割（新設分割による）
山口県様式	認可申請書表紙	◎	◎	●	●	●	●	●
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（注1）	◎	◎	●	—	—	—	—
別紙一	役員等の一覧表	◎	×	●	—	—	—	—
別紙二	営業所一覧表	◎	◎	●	—	—	—	—
別紙三	専任技術者一覧表	◎	◎	●	—	—	—	—
第22号の7	合併認可申請書（注2）	◎	×	—	●	●	—	—
別紙一	役員等の一覧表	◎	×	—	●	●	—	—
別紙二	営業所一覧表	◎	×	—	●	●	—	—
別紙三	専任技術者一覧表	◎	×	—	●	●	—	—
第22号の8	分割認可申請書（注3）	◎	×	—	—	—	●	●
別紙一	役員等の一覧表	◎	×	—	—	—	●	●
別紙二	営業所一覧表	◎	×	—	—	—	●	●
別紙三	専任技術者一覧表	◎	×	—	—	—	●	●
第2号	工事経歴書	◎	◎	○	○	—	○	—
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	○	○	—	○	—
第4号	使用人数	◎	◎	●	●	●	●	●
第6号	誓約書	◎	◎	△	△	●	△	●
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎	△	△	●	△	●
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	△	△	●	△	●
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	△	△	—	△	—
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	◎	◎	△	△	—	△	—
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	△	△	—	△	—
—	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	◎	◎	△	△	—	△	—
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	◎	◎	●	●	●	●	●
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査（注6）	◎	◎	△	△	●	△	●
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査（注7）	◎	◎	△	△	●	△	●
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	◎	◎	△	△	●	△	●
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	◎	◎	△	△	●	△	●
—	定款	◎	×	△	△	●	△	●
第14号	株主（出資者）調査	◎	×	△	△	●	△	●
第15号	貸借対照表	◎	×	○	○	—	○	—
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×	○	○	—	○	—
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×	○	○	—	○	—
第17号の2	注記表	◎	×	○	○	—	○	—
第17号の3	附属明細表（注10）	◎	×	○	○	—	○	—
第18号	貸借対照表（個人）	×	◎	○	—	—	—	—
第19号	損益計算書（個人）	×	◎	○	—	—	—	—
—	登記事項証明書（注11）	◎	◎	△	△	—	△	—
第20号	営業の沿革	◎	◎	●	●	—	●	—
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	△	△	—	△	—
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注12）	◎	◎	○	○	—	○	—
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	△	△	●	△	●
第22号の6	誓約書	◎	◎	●	●	●	●	●
—	譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）	◎	◎	●	—	—	—	—
—	譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類（注13）	◎	◎（注14）	●	—	—	—	—
—	合併の方法及び条件が記載された書類	◎	×	—	●	●	—	—
—	合併契約書（写し）及び合併比率説明書	◎	×	—	●	●	—	—
—	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	◎	×	—	●	●	—	—
—	分割の方法及び条件が記載された書類	◎	×	—	—	—	●	●
—	分割契約書（新設分割の場合は分割計画書）（写し）及び分割比率説明書	◎	×	—	—	—	●	●
—	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	◎	×	—	—	—	●	●
—	金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注15）	◎	◎	●	●	—	●	—

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- (注1) 譲渡人及び譲受人の連署が必要です。
- (注2) 合併消滅法人（建設業者）、建設業者以外の合併消滅法人及び合併存続法人の連署が必要です。
- (注3) 分割被承継法人（建設業者）、建設業者以外の分割被承継法人及び分割承継法人の連署が必要です。（新設分割の場合で、分割被承継法人（建設業者）が1者の場合は、分割被承継法人（建設業者）の署名が必要です。）
- (注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。
- (注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。
- (注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。
- (注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。
- (注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。
- (注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。
- (注10) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 登記事項証明書
商業登記がなされている場合においては登記事項証明書（個人事業で支配人登記がなされている場合を含む。）、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。
- (注12) 事業税の納税証明書を添付します。
- (注13) 譲渡人又は譲受人が法人である場合のみ提出が必要です。
- (注14) 譲受人が個人であっても、譲渡人が法人であれば提出が必要です。
- (注15) 一般建設業の許可を受けている被承継人に係る認可において、承継人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

(イ) 確認資料

確認資料は、許可申請等と同様に、以下の許可要件に関する確認項目について確認するための資料です。(3)エ(ア)により以下の書類を提出する場合は、確認資料を窓口申請時に提出または提示してください。

提出書類	許可要件	確認項目	確認資料
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（第7号） ・常勤役員等の略歴書（第7号別紙） ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2） ・常勤役員等の略歴書（第7号の2別紙1） ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2） 	常勤役員等	建設業又は建設業以外の事業の経験	P. 29～30 のとおり
		経験したときの地位、事務内容及び経験期間	
		現在の常勤性（注）	
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2） ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2） 	常勤役員等を直接補佐する者	経験内容	P. 30～31 のとおり
		経験したときの地位	
		経験期間	
<ul style="list-style-type: none"> ・専任技術者一覧表（別紙三） 	専任技術者	実務経験の内容	P. 32 のとおり
		指定の資格	
		指導監督的実務経験	
		現在の常勤性（注）	

(注) 認可申請時時点で常勤性を確認できる場合に限りします。

(4) 認可申請書等の作成について

ア 提出方法

認可を受けて建設業者としての地位を承継する者の主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所の申請窓口申請書等を持参又は郵送により提出してください。

イ 提出部数

正本1部+写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(5) 認可後の提出書類及び確認資料について

譲渡、合併又は分割により認可を受けて建設業者としての地位を承継した時には、期限内に以下の書類を提出しなければなりません。

ア 提出書類及び提出期限

提出が必要な者	書類の名称等	様式番号	提出期限
譲受人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の加入状況 建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注） 	第7号の3	承継の日から2週間以内
合併存続法人			
分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く。）			
合併により新設された法人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の加入状況 建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注） 	第7号の3	承継の日から2週間以内
	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 営業の沿革 所属建設業者団体 	第20号 第20号の2	承継の日から30日以内
分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の加入状況 建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注） 	第7号の3	承継の日から2週間以内
	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 営業の沿革 所属建設業者団体 	第20号 第20号の2	承継の日から30日以内

(注) 以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

イ 提出部数

正本1部＋写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(6) 承継後の許可の有効期間

承継後に有することとなる許可の有効期間は、承継前の承継人及び被承継人に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から5年です。

00101

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

山口県山口市滝町10番2号

山口土木

代表者 山口 太郎

申請者 譲渡人

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

山口県山口市滝町10番1号

株式会社山口土木

譲受人 代表取締役 山口 太郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード		許可能年月日	
許可番号	項番	3	国土交通大臣 知事	許可(一般)	特()
01	01			第	5 10
					11 13 15
認可申請年月日	02			令和	
		3	5	年	
				月	
				日	

譲渡及び譲受けの年月日 03 令和03年01月04日

譲渡及び譲受けの理由 法人成りにより、個人事業を法人に譲渡するため。

譲渡及び譲受けの価額 05 7,000,000円

引き続き使用する許可番号 06 35 国土交通大臣 山口県知事 許可(一般) 特(01) 第 5 10 030100号

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 07 1 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09 ヤ マ グ チ ド ボ ク

商号又は名称 10 (株) 山 口 土 木

代表者又は個人の氏名のフリガナ 11 ヤ マ グ チ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 12 山 口 太 郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 3 5 2 0 3 都道府県名 山口県 市区町村名 山口市

譲渡及び譲受け後の所在地 14 滝 町 1 0 一 1

郵便番号 15 7 5 3 - 8 5 0 1 電話番号 083-933-0000

ファックス番号 083-933-xxxx

法人又は個人の別 16 1 (1.法人 2.個人) 資本金額又は出資総額 4 5 10 5000 (千円) 法人番号 13 15 20 25 0000000000

兼業の有無 17 2 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 18 01 国土交通大臣 知事 許可(一般) 特() 第 5 10 0100号 許可能年月日 11 13 15 令和 年 月 日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長、 「国土交通大臣 及び 「般
知事」 知事」 特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば □□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A建設工業□□ のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設□
B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者又は個人のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば 又は のように1文字として扱うこと。
- 13 ①②又は②③「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主にかわってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載すること。
- 15 ①③「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 16 ①④「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー(ハイフン)を用いて、例えば のように記入すること。
- 17 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば のように左詰めで記入すること。
- 18 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額」又は「出資総額」の欄は、申請者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 19 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。(山口県知事許可は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 又は のように、カラムに数字を記載するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 20 ①⑨「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

個人事業主・支配人が申請・届出をする場合は、本様式は作成不要です。

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、専任技術者を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゆんせつ工事業(しゆ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
--	---	--

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 瀬町1-1-1 のように記入すること。
- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば 083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

専任技術者一覧表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカシ コジ 高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の五別紙二）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業+実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 192~197）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 2 年 10 月 1 日

申請者 山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

山口県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

記載要領

1 「地方整備局長 北海道開発局長、
「国土交通大臣 知事」及び「**般特**」については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。

2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。

(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○

3 太線の枠内には何も記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。

数字を記入する場合は、例えば □□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば

A建設工業□□ のように左詰めで記入すること。

5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。

6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。

7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。

8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について8と同じ要領で記入すること。

10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又はバのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設□)

B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ または ㇾ のように1文字として扱うこと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を、姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 ①③「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」 又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 15 ①④「合併後の主たる営業所の所在地」の欄 又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー(ハイフン)を用いて、例えば ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ のように左詰めで記入すること。
- 17 ①⑥又は②⑦のうち 「資本金額 又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の 「大臣 知事」 コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。(山口県知事許可は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ 又は ㇿ ㇿ 月 ㇿ ㇿ 日のように、カラムに数字を記載するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 合併消滅法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、〈合併消滅法人に関する事項〉については、合併消滅法人ごとに記載すること。

記載方法

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

- ・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

- ・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、専任技術者を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゆんせつ工事業(しゆ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
--	---	--

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 瀬町1-1-1□□ のように記入すること。
- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば 083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

専任技術者一覧表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	カサ 高杉 コジ 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の七別紙二）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業+実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 192~197）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

0 0 1 2 1

分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 2 年 1 0 月 1 日

申請者 山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎
山口県山口市滝町10番3号
株式会社山口舗装
代表取締役 山口 健太

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11
01	01		11
			13
			15
認可申請年月日	令和	年	月
02	03	01	01

分割年月日 03 令和03年01月04日

分割の理由 04 組織再編のため。

分割の価格 05 7,000,000円

引き続き使用する許可番号 06 35 国土交通大臣 山口県知事 許可(一般-01)第030100号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 07 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09 ヤ マ グ チ ド ボ ク

商号又は名称 10 (株) 山 口 土 木

代表者の氏名のフリガナ 11 ヤ マ グ チ タ ロ ウ

代表者氏名 12 山 口 太 郎

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 35203 都道府県名 山口県 市区町村名 山口市

分割後の主たる営業所の所在地 14 滝 町 1 0 - 1

郵便番号 15 753-8501 電話番号 083-933-0000

ファックス番号 083-933-xxxx

資本金額等 16 資本金額又は出資総額 1000000 (千円)

法人番号 13 15 20 25

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長、
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば □□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A建設工業□□ のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
--	---	--

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設□)

B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

記載方法

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

- ・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

- ・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、専任技術者を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
--	---	--

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 瀬町1-1-1□□ のように記入すること。
- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば 083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

専任技術者一覧表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカシ コジ 高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の八別紙二）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業+実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

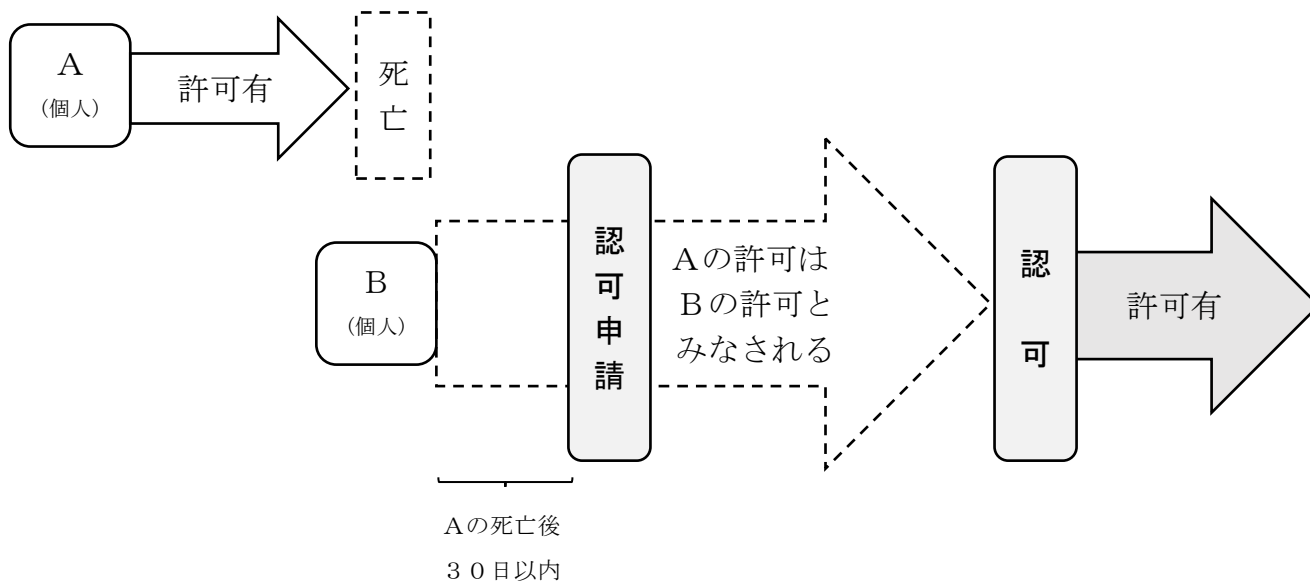
- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 190~195）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

2 相続

相続人が、被相続人（建設業者）の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合、被相続人の死亡後30日以内に認可の申請を行い、認可を受けることにより、被相続人が有していた許可を相続人の許可とすることができます。



Aの死亡後30日以内に認可申請を行うことにより、Bが認可（不認可）を受けるまでは、Aにされた許可はBにされた許可とみなされます。

（空白期間は生じない）

(1) 相続の要件

相続の認可を受けるためには、被相続人が有する許可に係る建設業の全部を相続することが必要です。

また、同じ業種について、一般の建設業許可と特定の建設業許可を同時に持つことはできないため、相続人と被相続人が同じ業種の許可を有している場合で、一般と特定の区分が異なっているときは、相続できません。

相続人	被相続人	相続後	
許可なし	土木（般） とび（般）	土木（般） とび（般）	→ 可
許可なし	土木（般） とび（般）	土木（般）	→ <u>一部のみの相続は不可</u>
建築（特）	土木（般） とび（般）	土木（般） とび（般） 建築（特）	→ 可

建築（特）	土木（般） とび（般）	土木（般） 建築（特）
土木（般）	土木（般）	土木（般）
土木（般）	土木（特）	土木（般）（特）

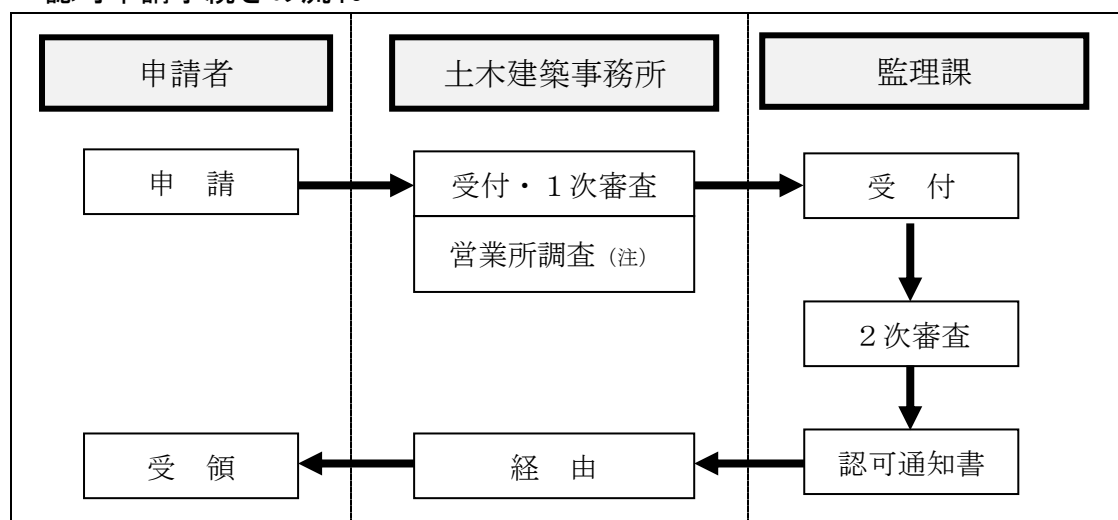
- 一部のみの相続は不可
- 可
- 同じ業種について、一般と特定の許可を同時に持つことは不可
（相続人が事前に土木（般）を廃業すれば承継可）

（2）認可の基準

認可を受けるためには、相続人が許可要件を満たすこと及び欠格要件に該当しないことが必要です。詳細は、P. 7を参照してください。

（3）認可の申請について

ア 認可申請手続きの流れ



（注）許可申請に準じて営業所調査を行い、営業所の要件を確認します。詳細はP. 20を参照してください。

イ 認可申請手数料

認可申請には、手数料は必要ありません。

ウ 申請に必要な書類等

（ア）申請書・添付書類

P. 167の表を参照してください。

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		
	「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…相続人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…相続人が建設業許可業者であり、記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…該当者のみ提出 —…不要			
山口県様式	認可申請書表紙	●		
申請書	第22号の10	相続認可申請書	●	
	別紙一	営業所一覧表	●	
	別紙二	専任技術者一覧表	●	
	—	被相続人と続柄を証する書類（戸籍謄本等）	●	
添付書類	第2号	工事経歴書	○	
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	
	第4号	使用人数	●	
	第6号	誓約書	△	
	い ず れ か	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	△
		第7号別紙	常勤役員等の略歴書	△
		第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	△
		第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	△
		第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△
		—	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	△
	第7号の3	健康保険等の加入状況（注1）	◇	
	—	建設業法施行規則第7条第2号イからハマまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注2）	◇	
	第22号の11	誓約書（注3）	◇	
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	●	
	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注6）	△	
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注7）	△	
	—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	△	
	—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	△	
	第18号	貸借対照表（個人）	○	
	第19号	損益計算書（個人）	○	
	—	登記事項証明書（注10）	△	
	第20号	営業の沿革	●	
	第20号の2	所属建設業者団体	△	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注11）	○		
第20号の3	主要取引金融機関名	△		
—	申請者以外の相続人の同意書（注12）	◇		
—	金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注13）	●		

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(注1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、すでに適用事業所等に係る届出の提出を行っている場合のみ、提出が必要です。

(注2) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出する場合は、以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

(注3) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出しない場合は、提出が必要です。

(注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。

(注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。

(注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。

(注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。

(注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。

(注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。

(注10) 登記事項証明書

個人事業で支配人登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書について添付することになります。

(注11) 事業税の納税証明書を添付します。

(注12) 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書の提出が必要です。

(注13) 一般建設業の許可を受けている被相続人に係る認可において、相続人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

(イ) 確認資料

確認資料は、許可申請等と同様に、以下の許可要件に関する確認項目について確認するための資料です。以下の確認資料を窓口申請時に提出または提示してください。

許可要件	確認項目	確認資料
常勤役員等	現在の地位	P. 29～30 のとおり
	建設業又は建設業以外の事業の経験	
	経験したときの地位、事務内容及び経験期間	
	現在の常勤性	
常勤役員等を直接補佐する者	経験内容	P. 30～31 のとおり
	経験したときの地位	
	経験期間	
専任技術者	実務経験の内容	P. 32 のとおり
	指定の資格	
	指導監督的実務経験	
	現在の常勤性	
	雇用保険への加入の有無	

(4) 認可申請書等の作成について

ア 提出方法

主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所の申請窓口申請書等を持参又は郵送により提出してください。

イ 提出部数

正本1部＋写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(5) 認可後の提出書類及び確認資料について

相続の認可を受けて建設業者としての地位を承継した時には、期限内に以下の書類を提出しなければなりません。

ア 提出書類及び提出期限

提出が必要な者	書類の名称	様式番号	提出期限
認可申請時に誓約書（第22号の11）を提出した者	・健康保険等の加入状況 ・建設業法施行規則第7条第2号イからハマまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注）	第7号の3	承継の日から2週間以内

（注）以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

イ 提出部数

正本1部＋写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(6) 相続後の許可の有効期間

相続後に有することとなる許可の有効期間は、承継前の相続人及び被相続人に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から5年です。

記載要領

1 「地方整備局長 北海道開発局長、
「国土交通大臣 知事」及び「**般特**」については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。

2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。

(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○

3 太線の枠内には何も記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。

数字を記入する場合は、例えば □□**12** のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば

A **建設工業** □□ のように左詰めで記入すること。

5 **03**「被相続人の死亡日」の欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。

6 **04**「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。

7 **05**「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

8 **06**「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について7と同じ要領で記入すること。

9 **07**又は**18**「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば **ギ** 又は **バ** のように1文字として扱うこと。

10 **09**又は**20**「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば **ギ** 又は **バ** のように1文字として扱うこと。

11 **10**又は**21**「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

12「支配人の氏名」の欄には、支配人すなわち営業主にかわってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載すること。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、専任技術者を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例 番 1-1-1 のように記入すること。

- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば

083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

専任技術者一覧表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカシ コジ 高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の十別紙一）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業+実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」+指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 190~195）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 2 年 10 月 1 日
申請者 山口県山口市滝町10番2号
山口土木
代表者 山口 太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
山口県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

3 行政書士による代理申請について

行政書士による代理申請の詳細は、P. 37～38 を参照してください。

Ⅶ 許可申請・変更届出等に係るQ & A

常勤役員等

Q 1 更新の申請書で常勤役員等を変更し、変更届の提出を省略してよいですか。

A 1 認められません。

更新は「既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で申請する場合」（国のガイドラインより）であることから、更新の申請前に常勤役員等の変更届を提出してください。
なお、専任技術者の変更がある場合も同様です。

Q 2 常勤役員等は他社の役員と兼務が可能ですか。非常勤の役員との兼務は可能ですか。

A 2 常勤役員等は自社に常勤でなければなりません。他社の非常勤の役員との兼務の場合は、当該常勤役員等が建設業法上の本店に常勤していることが客観的に（確認資料等で）認められれば可能です。

Q 3 常勤役員等が置かれる営業所は本店以外でもよいですか。

A 3 認められません。

登記上の本店が建設業法上の本店ではない場合は、建設業法上の本店にあたる営業所に置かれなければなりません。

Q 4 常勤役員等としての経験年数に非常勤役員であった期間を含めてよいですか。

A 4 よいです。

Q 5 建設業許可のない営業所の所長であった者の経験はどのようにして証明すればよいですか。

A 5 委任状の他、組織図、営業所長を任命する辞令、営業所長権限を証明する書類、工事契約の締結決裁書等を提示してください。（添付の必要はありません）

Q 6 建設工事を発注する立場で、建設工事に関して見積、施工、技術職員の配置等を総合的に行っていた経験は、経營業務の管理責任者としての経験又は「経營業務を補助した経験」と認められますか。

A 6 認められません。

経營業務に関する経験は、あくまでも建設工事を受注する立場での経験のことをいいます。

Q 7 常勤役員等の証明者は建設業許可業者でなければなりませんか。

A 7 建設業許可業者が望ましいが、常勤役員等の経験を証明できる立場であれば無許可業者でも差し支えありません。ただし、建設業に関する経験を証明する場合は、建設業を営む者以外を証明者とすることは、原則として認められません。

Q 8 以前役員として勤めていた会社が廃業している場合、常勤役員等の証明者は誰になりますか。

A 8 証明者は廃業業者の元役員（被証明者本人を除く。以下同じ。）です。（ただし、元役員がいない場合は、証明者は当時の同業者となります）

Q 9 過去に他の会社が許可を受けた際に、同社の常勤役員等として経験内容等を確認資料で証明したが、別の会社の常勤役員等となる場合に再度確認資料を提示する必要がありますか。

A 9 記載内容（証明者を除く。）が同一である場合は、他の会社の申請等における常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（いず

れも申請書の表紙等に山口県の受付印があるものに限る。)をもって確認資料に代えることができます。

Q10 個人の常勤役員等の証明者は、常に同業者等でなければなりませんか。

A10 新規申請は当該事業主本人に客観的な証明力がないので証明者は同業者となります。

Q11 許可をもたない個人事業主であった者が新たに法人を設立して申請しようとする場合、個人事業主時代の経験を申請会社が証明してよいでしょうか。

A11 証明する期間、その会社は存在していなかったため認められません。

Q12 取締役が直属であり、建設業の請負に関与している役職にある者を経營業務の管理責任者に準ずる地位として認められる法人の規模はありますか。

A12 規模の要件はありません。

Q13 事業主補助の経験を「経營業務を補助した経験」として認める場合は、事業主の死亡又は引退に限られますか。

A13 死亡又は引退は条件ではありません。実際に事業主補助として必要な経験年数を経ていれば、個人事業主の子が独立して（親である個人事業主が廃業することなく）許可を申請できます。

Q14 個人事業主の補助経験で申請できる者は、個人事業主に限られますか。

A14 補助経験を持つ者が常勤の役員である法人としても申請できます。

Q15 以前勤めていた会社で5年以上建設業の財務管理の業務を行っていた者を、現在勤めている会社で常勤役員等を直接補佐する者とすることはできますか。

A15 できません。常勤役員等を直接補佐する者に必要な財務管理の業務経験、労務管理の業務経験及び業務運営の経験は、許可申請等を行う会社での経験に限られます。

専任技術者（専技）

Q 1 別の会社からの出向社員を専技とすることができますか。

A 1 出向社員であっても、常勤性、専任性が確認できれば専技として認められます。
（ただし、出向社員は工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。）

Q 2 専技は別の会社の社員・役員と兼務できますか。同一フロアの会社ではどうですか。

A 2 他社の常勤社員・役員であれば同一フロアでも認められません。
他社に非常勤であれば、自社の専任性が客観的に認められれば可能です。

Q 3 追加申請の場合、専技証明書の業種は追加に係るもののみでよいですか。

A 3 追加業種に係る人についてのみ作成してください。
なお、既に他業種の専技である者が申請業種の専技も兼ねる場合は、追加に係るもののみではなく、今後担当する全ての業種及び関連する全ての資格を記載してください。

Q 4 熱絶縁工事のみの許可を得て営業していた建設業者が管工事の許可を申請するときに、過去に誤って熱絶縁工事として計上していた管工事（ダクト工事）を実務経験として申請してよいですか。

A 4 実際には管工事であったことが契約書等で確認できれば申請可能です。
その場合、直前5年間の営業年度終了後の届出について差し替え書類を提出する必要があります。

Q 5 営業所の専任技術者の間に施工した実績を実務経験としてよいですか。

A 5 認められます。

Q 6 附帯工事として施工した実績を実務経験としてよいですか。

A 6 工程表や作業日誌などで、附帯工事の業種別に工事期間が明らかにされている場合は、認められます。ただし、同じ期間について主たる工事の実績として計上することはできません。

Q 7 過去10年間に左官工事をしながら大工工事をしていた場合、10年間の実務経験で左官と大工の2業種の専技とすることができますか。

A 7 認められません。
業種によっては例外（類似業種での短縮）がありますが、1業種につき10年（2業種であれば20年）間の経験が必要です。

Q 8 短大や高専、専門学校の指定学科を卒業した後に必要な実務経験は何年ですか。

A 8 短大・高専→3年間（大学卒と同様に扱う）です。
専門学校 →3年間（ただし、専門士又は高度専門士を称する者でない場合は5年間）です。

Q 9 専技が外国人で、専技証明書と資格者証の名前が一致しない場合は在留カードの提示が必要ですか。

A 9 必要ありません。

Q 10 資格者証の名前が旧字体で記載されている場合は、専技証明書も旧字体にしなければなりませんか。

A 10 新旧いずれでもよいが、以後の記載はどちらかに統一してください。
ただし、J I S 第一、第二水準以外の文字で一般に通常の字をあてることができる場合は J I S 第一、第二水準の文字を用いるようにしてください。（旧建設省による通達）

- Q11 専技の資格につき学歴を確認する必要がある場合に、卒業証明書をとる必要がありますか。**
- A11 あります。ただし、提出できない正当な理由がある場合は卒業学科が確認できれば卒業証書の写しでもかまいません（原本確認は必要）。
- Q12 資格試験の合格通知をもって資格者証に替えることができますか。**
- A12 替えることはできます。ただし、これは資格者証申請中における暫定的な扱いであり、資格者証が発行されてから直ちに原本を各申請窓口へ提示し、写しを提出してください。
- Q13 以前勤めていた会社が廃業しており、その廃業会社における実務経験を証明する場合の証明者は、廃業会社の元役員でも構いませんか。**
- A13 構いません。
- Q14 営業所の専任技術者が工事現場に出ることができる範囲はどこまでですか。**
- A14 国の「監理技術者制度運用マニュアル」に示された要件を踏まえ、県内（他県に隣接している土木建築事務所管内建設業者にあつては、県内及び他県の区域のうち当該管内に隣接する市町）の範囲内を基本として、営業所の専任技術者としての業務に支障がない限り、出ることが可能です。なお、主任技術者又は監理技術者について現場専任を要する工事については、営業所の専任技術者は基本的に当該主任技術者又は監理技術者となることができないので御留意ください。

財産的基礎

- Q 1 金融機関の残高証明は、どの時点のものでなければなりませんか。**
- A 1 申請日の1か月以内のものとし、証明書発行日現在の残高が記載されたもので確認します。なお、金融機関の決済等の都合で証明書発行日現在の残高ではない場合は、証明書発行日に可能な限り近い日（3営業日前程度）の残高であれば問題ありません。また、複数の金融機関、口座になる場合は、残高日が同一日の証明としてください。
- Q 2 資本金300万円と預金残高200万円の合計500万円で要件を満たしていると認められますか。**
- A 2 認められません。（資本金と預金は、資産と資本（貸借対照表の右と左）であるため。資本金300万円のうち、銀行に200万円預けた場合でも、上記のようになり、500万円の資金調達能力があるとはいえない。）
- Q 3 新規許可申請であっても、直前決算で自己資本が500万円を超えていれば一般の要件を満たしていると認められますか。**
- A 3 認められます。ただし、個人の場合は、簡易課税型でない青色申告業者であれば認められます。
- Q 4 法人成り直後の、特定建設業許可の新規申請の場合、開始貸借対照表で4000万円の資本金が必要ですか。**
- A 4 開始の場合は通常内部留保がないので、4000万円の資本金が必要です。
- Q 5 特定の財産的基礎について、直前決算で資本金1500万円、自己資本3500万円であったとき、決算後に資本金を500万円増資すれば、資本金2000万円、自己資本4000万円**

とみなすことができますか。

A 5 自己資本は、あくまでも直前の決算時の状態で判断するため認められません。
(資本金以外の要件は直前決算時で判断します。)

Q 6 許可切れ新規の場合、許可切れの直前5年間の許可期間をもって財産的基礎とできますか。

A 6 認められません。

許可切れの場合は、別に財産的基礎を証明するものが必要です。

その他

Q 1 本店では建設業の請負をしない場合、支店を主たる営業所として許可することができますか。

A 1 可能です。

その場合、常勤役員等、専技とも当該支店に常勤していなければなりません。(代表者は登記上の本店勤務でも支障ありません。)

Q 2 別の会社と申請会社が事務所を兼用している場合、どのような形態であれば営業所として認められますか。

A 2 顧客がどちらの会社と話をしているのか分かる程度の独立性は必要です。そのためには、入り口を共用していても看板等で両方の会社が存在することが顧客に示されるとともに、内部では仕切などにより区分されていることが必要となります。

Q 3 営業所が公営住宅の中にある場合はどうですか。

A 3 「公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。」との規定があるため、原則として、認められません。ただし、「事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。」との規定がありますので、公営住宅の事業主体の長(市町村長等)の承諾を得ていれば認められます。(公営住宅法第27条第3項)

Q 4 許可要件のうち「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実態を有する者」とは、毎年完成工事高があることが必要ですか。

A 4 必要ではありません。

Q 5 許可の有効期間はいつからいつまでとなりますか。

A 5 許可日から5年後の許可日に対応する日の前日までです。(曜日は関係ありません)

Q 6 追加+更新の許可日はどうなりますか。

A 6 実際に許可が下りた日となります。(更新日には合わせません)

Q 7 一般と特定のそれぞれに複数の許可日がある場合に、一般と特定を別の許可日で一本化更新することができますか。

A 7 一本化は既に許可を受けている建設業の全部について許可日を同一にする場合のみ可能です。

Q 8 特定を一般に切り替える般特新規の場合は、特定業種の廃業届が必要ですか。

A 8 同じ業種について、一般建設業の許可と特定建設業の許可を同時に持つことはできないため、廃業届が必要です。

Q 9 添付する納税証明書の税目は何ですか。

A 9 山口県知事許可の法人は「法人事業税」、個人は「個人事業税」です。
なお、申請書や届出書に添付する納税証明書は「納期未到来」の場合を除き、納付すべき額及び納付済額の記載のあるものとしてください。（個人事業税の納付すべき額と納付済額がいずれも0円であるために「滞納はありません」の表示となる場合を除く）

Q10 法人成り新規の許可番号は、個人の時と同じですか。

A10 人格が変わるので、許可番号は変更となります。ただし、譲渡及び譲受けの認可申請を行い、法人が個人事業主から事業を譲り受ける日までに譲渡及び譲受けの認可を受けた場合は、個人事業主として有していた許可番号を引き続き使用することができます。

Q11 許可切れ新規の許可番号は、以前許可を得ていた時と同じですか。

A11 違います。許可の有効期限が切れた場合は、改めて「新規」として申請していただくこととなりますので、許可番号は変更となります。

Q12 個人事業主で親が引退し、子がその後を継承する新規の許可番号は、親の時と同じですか。

A12 人格が変わるので、許可番号は変更となります。ただし、譲渡及び譲受けの認可申請を行い、子が親から事業を譲り受ける日までに譲渡及び譲受けの認可を受けた場合は、親が有していた許可番号を引き続き使用することができます。

Q13 自己所有のビルを新築した場合は完成工事高としてよいですか。

A13 請負契約ではないので計上できません。（但し、法人で役員所有の場合等はこの限りではありません。）

Q14 自社で土地を購入し、家屋を建築した後、販売するいわゆる建て売り住宅の場合、販売額を完成工事高に計上してよいですか。

A14 計上できません。
家屋を販売しているものであり、請負契約とはなりません。

Q15 特例有限会社から株式会社へ変更した場合、新規許可を取り直す必要がありますか。

A15 ありません。商号変更の変更届を提出してください。

Q16 住居表示の変更に係る住所変更の届出は必要ですか。

A16 必要となります。

解体工事業

Q 1 建築工事業の許可で、家屋等の解体工事は請け負えますか。

A 1 大規模な建築物（ビルや病院や学校等）を総合的な企画・指導・調整のもとに解体する工事は建築工事業の解体工事に該当します。また、総合的な企画・指導・調整を必要としない家屋等の解体工事は解体工事業に該当します。そのため、総合的な企画・指導・調整を必要としない家屋等の解体工事（軽微な工事を除く）は建築工事業の許可では請け負えず、解体工事業の許可が必要です。

建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分(1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容	建設工事例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・ コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬工事、鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付工事
	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くち打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施行アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材と取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水先便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリート、ブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事

建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分(2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容	建設工事例示
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱設備する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、T V電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【許可】有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 4

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年以上の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	7			7							7																		
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7							7																		
	13	1級土木施工管理技士	7			7*	7	7*				7*	7	7*	7	7			7	7*		7*		7*		7*		7	7*	7	
	1H	1級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*				7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	
	14	2級土木施工管理技士	種別	土	木	7		7	7	7	7		7	7	7	7			7	7	7	7		7		7		7	7	7	
	1J	2級土木施工管理技士補		土	木			7	7	7	7		7	7	7	7			7	7	7	7		7		7		7	7	7	
	15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装		7	7	7	7	7		7	7	7	7				7	7	7	7		7		7		7	7	7	
	1K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装		7	7	7	7	7		7	7	7	7				7	7	7	7		7		7		7	7	7	
	16	2級土木施工管理技士	種別	薬液注入		7	7	7	7	7		7	7	7	7				7	7	7	7		7		7		7	7	7	
	1L	2級土木施工管理技士補		薬液注入		7	7	7	7	7		7	7	7	7				7	7	7	7		7		7		7	7	7	
	20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	
	2C	1級建築施工管理技士補		7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*	7*	7*	7*	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	築	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	
	22			軀	体	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7
	23			仕	上	げ	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7
	2D	2級建築施工管理技士補		7	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		7		7	7	7	7	
	27	1級電気工事施工管理技士									7											7*									7*
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				7*									7*
	28	2級電気工事施工管理技士									7											7									7
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				7									7
	29	1級管工事施工管理技士									7		7*	7*	7*							7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	2G	1級管工事施工管理技士補											7*	7*	7*							7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	30	2級管工事施工管理技士									7		7	7	7							7	7		7	7	7	7	7	7	
	3A	2級管工事施工管理技士補											7	7	7							7	7		7	7	7	7	7	7	
	31	1級電気通信工事施工管理技士																													7
	3B	1級電気通信工事施工管理技士補																													7
	32	2級電気通信工事施工管理技士																													7
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																													7	
33	1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*					7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*		
3D	1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*					7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*		
34	2級造園施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7					7	7	7	7		7		7		7	7	7		
3E	2級造園施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7					7	7	7	7		7		7		7	7	7		

- ※解体工事の技術者資格要件について
- ・1級土木施工管理技士（コード13）
 - ・2級土木施工管理技士（土木）（コード14）
 - ・1級建築施工管理技士（コード20）
 - ・2級建築施工管理技士（建築）（コード21）
 - ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード22）
- ①平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事業の資格も有する。
 ②平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ・技術士（建設・総合技術監理「建設」）（コード41）
 - ・技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」）（コード42）
 - ・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」（コード42）
- 解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）2/4

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建築士法	37	1級建築士		7	7			7		7	7									7										
	38	2級建築士		7	7			7		7										7										
	39	木造建築士			7																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	7			7		7				7	7											7						7
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7		7		7		7	7											7						7
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						7														7								
	45	機械・総合技術監理（機械）																				7								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7												7								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								7																			7	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								7															7			7		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7								7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																			7					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								7																			7	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								7																			7	7
電気工事士法	55	第1種電気工事士							7																					
	56	第2種電気工事士 【3年】							7																					
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】							7																					
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						7						
	35	工事担任者 【3年】																						7						
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】							7																					
消防法	68	甲種 消防設備士																											7	
	69	乙種 消防設備士																											7	

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																								7	
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウエルポイント施工				7																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注1）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7			7					7																
77	タイル張り・タイル張り工									7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				7					7																				
80	石工・石材施工・石積み				7																									
81	鉄工（注2）・製籠 <small>せいろう</small>									7																				
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										7																			
83	工場板金															7														
84	板金・建築板金・板金工（注4）					7									7															
85	板金・板金工・打出し板金															7														
86	かわらぶき・スレート施工				7																									
87	ガラス施工															7														
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																7													
89	建築塗装・建築塗装工																7													
90	金属塗装・金属塗装工																7													
91	噴霧塗装																7													
67	路面標示施工																7													
92	畳製作・畳工																			7										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
94	熱絶縁施工																				7									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																					7					7			
96	造園																								7					
97	防水施工																		7											
98	さく井																									7				

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成18年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）4/4

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
61	地すべり防止工事					7																								7	
40	基礎ぐい工事					7																									
62	建築設備士								7	7																					
63	計装								7	7																					
60	解体工事																														7
36	登録電気工事基幹技能者								7																					7	
	登録橋梁基幹技能者					7					7																				
	登録造園基幹技能者																													7	
	登録コンクリート圧送基幹技能者					7																									
	登録防水基幹技能者																														
	登録トンネル基幹技能者					7																									
	登録建設塗装基幹技能者																														
	登録左官基幹技能者					7																									
	登録機械土工基幹技能者					7																									
	登録海上起重基幹技能者																														
	登録PC基幹技能者					7																									
	登録鉄筋基幹技能者																														
	登録圧接基幹技能者																														
	登録型枠基幹技能者					7																									
	登録配管基幹技能者																														
	登録薦・土工基幹技能者																														
	登録切断穿孔基幹技能者																														
	登録内装仕上工事基幹技能者																														
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																														
	登録エクステリア基幹技能者						7	7																							
	登録建築板金基幹技能者																														
	登録外壁仕上基幹技能者						7																								
	登録ダクト基幹技能者																														
	登録保温保冷基幹技能者																														
	登録グラウト基幹技能者																														
	登録冷凍空調基幹技能者																														
	登録運動施設基幹技能者																														
	登録基礎土工基幹技能者																														
登録タイル張り基幹技能者																															
登録標識・路面標示基幹技能者																															
登録消火設備基幹技能者																															
登録建築大工基幹技能者																															
登録硝子工事基幹技能者																															
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 4

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8_イ」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8_ロ」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3		3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
11	1級建設機械施工管理技士	9											9																	
1F	1級建設機械施工管理技士補																													
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）												8																	
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
13	1級土木施工管理技士	9		8	8	9	9	8		8	9	8	9	9		9	8		8		8		8		8		9	8	9	
1H	1級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
14	2級土木施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
1J	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
15	2級土木施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
1K	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
16	2級土木施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
1L	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8		8	8	8	
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8	9					9	8	8	8	9
2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8					8	8	8	8	8
21	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8					8	8	8	8	8
22	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8					8	8	8	8	8
23	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8					8	8	8	8	8
2D	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8					8	8	8	8	8
27	1級電気工事施工管理技士								9												8								8	
2E	1級電気工事施工管理技士補																				8								8	
28	2級電気工事施工管理技士																				8								8	
2F	2級電気工事施工管理技士補																				8								8	
29	1級管工事施工管理技士								9		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8
2G	1級管工事施工管理技士補										8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8
30	2級管工事施工管理技士										8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8
3A	2級管工事施工管理技士補										8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8
31	1級電気通信工事施工管理技士																					9								
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																						8							
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8							
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																						8							
33	1級造園施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			9	8	8	8	8	8	8
3D	1級造園施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8
34	2級造園施工管理技士			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8
3E	2級造園施工管理技士補			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8

※解体工事の技術者資格要件について

- ・1級土木施工管理技士（コード13）
- ・2級土木施工管理技士（土木）（コード14）
- ・1級建築施工管理技士（コード20）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード21）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード22）

①平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事の資格も有する。
 ②平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

- ・技術士（建設・総合技術監理「建設」）（コード41）
- ・技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」）（コード42）

解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）2/4

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9								9												
	38	2級建築士		8			8			8									8												
	39	木造建築士		8																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9		9				9	9									9							9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9		9			9		9	9									9						9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																									
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9														9									
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9													9									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																			9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																9			9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9								9																	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						9							
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																		9							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							9																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							9																				9		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							9																				9	9	
電気工事士法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士 【3年】																													
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																					8								
	35	工事担任者 【3年】																					8								
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																													
消防法	68	甲種消防設備士																											8		
	69	乙種消防設備士																											8		

